

高岡市地域防災計画（基本編）改定案に係る新旧対照表

旧	新	備考
高岡市地域防災計画 基本編 令和元年 8 月改定	高岡市地域防災計画 基本編 令和3年__月改定	

第 1 章 高岡市地域防災計画の策定方針		
(略)		
第 3 節 計画の内容		
第 1 基本方針		
1 災害予防		
(略)		
(4) 減災に向けた「備え」の実践と地域防災力の向上		県地域防災計画の改訂に伴う修正
災害の教訓に学び、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識のもと、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備えることとする。		
2 災害応急対策		
(略)		
(3) 避難対策と救援・救護活動		災害対策基本法の改正に伴う修正
災害時には人命の安全を第一として、速やかに避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）を発する等の災害未然防止活動を実施する。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行うとともに、被災者の救援のために、安全な指定避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行う。さらに、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。		
(4) 市民の生活確保対策		県地域防災計画の改定に伴う修正
上水道、下水道、電力、ガス、通信、鉄軌道等の各ライフラインの施設の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、飲料水、食品、生活必需品の供給や、り災住宅の応急措置等応急住宅対策、応急保育、災害相談・広聴等を実施する。さらに農林畜産業及び漁業の被害拡大防止のための対策を講じるほか、廃棄物・防疫対策、応急教育対策等各種の被災者救援活動を行う。		
(略)		
第 2 計画の構成		
(略)		
3 災害復旧・復興計画		

第 1 章 高岡市地域防災計画の策定方針		
(略)		
第 3 節 計画の内容		
第 1 基本方針		
1 災害予防		
(略)		
(4) 減災に向けた「備え」の実践と地域防災力の向上		県地域防災計画の改訂に伴う修正
<u>過去の</u> 災害 <u>及び対応</u> の教訓に学び、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識のもと、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備えることとする。		
2 災害応急対策		
(略)		
(3) 避難対策と救援・救護活動		災害対策基本法の改正に伴う修正
災害時には人命の安全を第一として、速やかに <u>高齢者等避難・避難指示</u> を発する等の災害未然防止活動を実施する。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行うとともに、被災者の救援のために、安全な指定避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行う。さらに、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。 <u>そして、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u>		
<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用 やその場合受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるものとする。</u>		
(4) 市民の生活確保対策		記載の適正化
上水道、下水道、電力、ガス、通信、鉄軌道等の各ライフラインの施設の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、飲料水、食品、生活必需品の供給や、 り <u>罹</u> 災住宅の応急措置等応急住宅対策、応急保育、災害相談・広聴等を実施する。さらに農林畜産業及び漁業の被害拡大防止のための対策を講じるほか、廃棄物・防疫対策、応急教育対策等各種の被災者救援活動を行う。		
(略)		
第 2 計画の構成		
(略)		
3 災害復旧・復興計画		

災害復旧・復興計画は、被害を受けた施設の復旧及び災害の再発防止のため、施設の新設・改良及びり災した市民への復旧援助対策についての計画であり、災害対策基本法では第 87 条以下 18 箇条で規定されている。	災害復旧・復興計画は、被害を受けた施設の復旧及び災害の再発防止のため、施設の新設・改良及び り <u>罹</u> 災した市民への復旧援助対策についての計画であり、災害対策基本法では第 87 条以下 18 箇条で規定されている。	記載の適正化																		
第 87 条～第 90 条 災害復旧	第 87 条～第 90 条 災害復旧																			
第 90 条の 2 ～第 90 条の 3 被災者の援護を図るための措置	第 90 条の 2 ～第 90 条の 3 被災者の援護を図るための措置																			
第 91 条～第 104 条 財政金融措置	第 91 条～第 104 条 財政金融措置																			
大規模災害からの復興に関する法律	大規模災害からの復興に関する法律																			
(略)	(略)																			
第 2 節 防災関係機関等の業務の大綱	第 2 節 防災関係機関等の業務の大綱																			
(略)	(略)																			
第 1 高岡市及び富山県	第 1 高岡市及び富山県																			
<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td>高岡市</td><td>(略) 6 <u>災害</u>予警報の情報伝達、避難の勧告、指示及び解除等に関すること (略)</td></tr></table>	機関等の名称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱	高岡市	(略) 6 <u>災害</u> 予警報の情報伝達、避難の勧告、指示及び解除等に関すること (略)	<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td>高岡市</td><td>(略) 6 災害<u>気象</u>予警報の情報伝達、避難の勧告、指示及び解除等に関すること (略)</td></tr></table>	機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	高岡市	(略) 6 災害 <u>気象</u> 予警報の情報伝達、避難の 勧告、 指示及び解除等に関すること (略)	字句修正【富山地方気象台】									
機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																			
高岡市	(略) 6 <u>災害</u> 予警報の情報伝達、避難の勧告、指示及び解除等に関すること (略)																			
機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																			
高岡市	(略) 6 災害 <u>気象</u> 予警報の情報伝達、避難の 勧告、 指示及び解除等に関すること (略)																			
<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td>富山県</td><td>(略) 3 <u>災害</u>予警報、住民の退避や立ち入り制限及び飲食物の摂取制限の情報伝達に関すること (略)</td></tr></table>	機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	富山県	(略) 3 <u>災害</u> 予警報、住民の退避や立ち入り制限及び飲食物の摂取制限の情報伝達に関すること (略)	<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td>富山県</td><td>(略) 3 災害<u>気象</u>予警報、住民の退避や立ち入り制限及び飲食物の摂取制限の情報伝達に関すること (略)</td></tr></table>	機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	富山県	(略) 3 災害 <u>気象</u> 予警報、住民の退避や立ち入り制限及び飲食物の摂取制限の情報伝達に関すること (略)	字句修正【富山地方気象台】										
機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																			
富山県	(略) 3 <u>災害</u> 予警報、住民の退避や立ち入り制限及び飲食物の摂取制限の情報伝達に関すること (略)																			
機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																			
富山県	(略) 3 災害 <u>気象</u> 予警報、住民の退避や立ち入り制限及び飲食物の摂取制限の情報伝達に関すること (略)																			
第 2 指定地方行政機関	第 2 指定地方行政機関	原災法の規定に合わせた修正 県地域防災計画の改定に伴う修正 指定行政機関の追加																		
<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第九管区海上保安本部 伏木海上保安部</td><td>1～6 (略)</td></tr><tr><td>国土地理院 北陸地方測量部</td><td>1～2 (略)</td></tr></table>	機関等の名称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)		第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1～6 (略)	国土地理院 北陸地方測量部	1～2 (略)	<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>第九管区海上保安本部 伏木海上保安部</td><td>1～6 (略) 7 <u>海上の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域並びにこれらの周辺における治安の確保に関すること</u></td></tr><tr><td>国土地理院 北陸地方測量部</td><td>1～2 (略) 3 <u>災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u></td></tr><tr><td><u>中部地方環境事務所</u></td><td>1 <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</u> 2 <u>災害時における廃棄物に関すること</u></td></tr></table>	機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)		第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1～6 (略) 7 <u>海上の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域並びにこれらの周辺における治安の確保に関すること</u>	国土地理院 北陸地方測量部	1～2 (略) 3 <u>災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u>	<u>中部地方環境事務所</u>	1 <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</u> 2 <u>災害時における廃棄物に関すること</u>
機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																			
(略)																				
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1～6 (略)																			
国土地理院 北陸地方測量部	1～2 (略)																			
機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																			
(略)																				
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1～6 (略) 7 <u>海上の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域並びにこれらの周辺における治安の確保に関すること</u>																			
国土地理院 北陸地方測量部	1～2 (略) 3 <u>災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u>																			
<u>中部地方環境事務所</u>	1 <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</u> 2 <u>災害時における廃棄物に関すること</u>																			
(略)	(略)																			
第 3 警察署	第 3 警察署																			
<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td>高岡警察署 射水警察署</td><td>1～6 (略) 7 原子力災害における原災法第 17 第 9 項に規定する<u>緊急事態応急対策を実施すべき区域</u>（以下「緊急時応急対策実施区域」という。）<u>及びその</u>周辺地域の警備並びに交通規制に関すること</td></tr></table>	機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	高岡警察署 射水警察署	1～6 (略) 7 原子力災害における原災法第 17 第 9 項に規定する <u>緊急事態応急対策を実施すべき区域</u> （以下「緊急時応急対策実施区域」という。） <u>及びその</u> 周辺地域の警備並びに交通規制に関すること	<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td></tr><tr><td>高岡警察署 射水警察署</td><td>1～6 (略) 7 原子力災害における原災法第 17 第 9 項に規定する<u>緊急事態応急対策区域</u>（以下「緊急時応急対策実施区域」という。）及び<u>同項に規定する原子力災害事後対策実施区域</u>（以下「原子力災害事後対策実施区域」という。）<u>並び</u></td></tr></table>	機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	高岡警察署 射水警察署	1～6 (略) 7 原子力災害における原災法第 17 第 9 項に規定する <u>緊急事態応急対策区域</u> （以下「緊急時応急対策実施区域」という。）及び <u>同項に規定する原子力災害事後対策実施区域</u> （以下「原子力災害事後対策実施区域」という。） <u>並び</u>	原災法の規定に合わせた修正										
機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																			
高岡警察署 射水警察署	1～6 (略) 7 原子力災害における原災法第 17 第 9 項に規定する <u>緊急事態応急対策を実施すべき区域</u> （以下「緊急時応急対策実施区域」という。） <u>及びその</u> 周辺地域の警備並びに交通規制に関すること																			
機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																			
高岡警察署 射水警察署	1～6 (略) 7 原子力災害における原災法第 17 第 9 項に規定する <u>緊急事態応急対策区域</u> （以下「緊急時応急対策実施区域」という。）及び <u>同項に規定する原子力災害事後対策実施区域</u> （以下「原子力災害事後対策実施区域」という。） <u>並び</u>																			

(略)

第5指定公共機関

機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	
ソフトバンクモバイル株式会社	1～2 (略)
(略)	

機関等の名称

事 務 又 は 業 務 の 大 綱

北陸電力(株)	1～2 (略) 3 原子力災害における以下の対策に関する事 (略)
(略)	
日本銀行富山事務所	1～2 (略)
(略)	

第6指定地方公共機関

機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	
報道機関 (略) (株)富山新聞社 (略)	1～3 (略)
(略)	

第8その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	
原子力防災専門官	1 原子力災害における以下の対策に関する事 (略) ・原子力事業者防災業務計画の作成及び改定に対する指導・助言に関する 事 (略)

にこれらの周辺地域の警備並びに交通規制に関する事

(略)

第5指定公共機関

機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	
ソフトバンクモバイル株式会社	1～2 (略)
(略)	

機関等の名称

事 務 又 は 業 務 の 大 綱

北陸電力(株)	1～2 (略) 3 原子力災害における以下の対策に関する事 (略) ・原子力防災管理者等の選任又は解任に関する事 ・原災法に基づく原子力防災要員等の届出に関する事
北陸電力送配電(株)	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 災害時における電力供給に関する事
(略)	
日本銀行富山事務所	1～2 (略)
(略)	

第6指定地方公共機関

機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	
報道機関 (略) (株)富山北國新聞社 (略)	1～3 (略)
(略)	

第8その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	
原子力防災専門官	1 原子力災害における以下の対策に関する事 (略) ・原子力事業者防災業務計画の作成及び改定修正に対する指導・助言に関する 事 (略)

商号変更

原災法の規定に合わせた修正

分社化のため

記載の適正化

記載の適正化

県地域防災計画の改定に伴う修正

原子力保安検査官		(略)	
(略)			
(略)			
第 3 章 高岡市の防災体制			
(略)			
第 4 節 広域応援体制の整備			
1 都市間協定			
地震等の大規模な災害が発生し大きな被害となった場合、広範多岐にわたる迅速な応急復旧対策が必要となるため、一つの都市だけの対応では限界があり、他の都市の応援を求めなければならない事態が十分予想される。			
このため、平常時にあらかじめ災害時相互応援協定を締結し、併せて受援計画を作成するなど、災害に備えて万全を期する。			
また、東日本大震災のような大規模、かつ広域にわたる災害が発生した場合を想定し、高速交通体系を活用し遠隔地の都市との協定締結を推進する。なお、その際は、自治体の規模、距離的要件、本市及び既協定締結都市と同一災害を受けないことなどを勘案することとする。			
(略)			
2 民間企業・団体等との協定			
都市間協定と併せて、飲食料、生活物資、災害応急・復旧業務の応援など、民間企業や団体等との協定の締結を推進する。			
(略)			
第 4 章 本市の概況及び災害の危険性			
(略)			
第 2 節 本市の災害の危険性			
第 1 地震災害の危険性			
1 過去の地震被害			
(略)			
1933 年以降、富山地方気象台において記録した有感地震は、474 回（2017 年 11 月末現在）あり、そのうち、震度 4 以上を記録した地震は 9 回と全国的にも有感地震の少ない県である。（第 4 章第 3 節「富山県における震度 3 以上有感地震一覧表」参照）			
(略)			

原子力保安運転検査官		(略)	
(略)			
(略)			
第 3 章 高岡市の防災体制			
(略)			
第 4 節 広域応援体制の整備			
1 都市間協定			
地震等の大規模な災害が発生し大きな被害となった場合、広範多岐にわたる迅速な応急復旧対策が必要となるため、一つの都市だけの対応では限界があり、他の都市の応援を求めなければならない事態が十分予想される。			
このため、平常時にあらかじめ災害時相互応援協定を締結し、併せて受援計画を作成するなど、災害に備えて万全を期する。			
また、東日本大震災のような大規模、かつ広域にわたる災害が発生した場合を想定し、高速交通体系を活用し遠隔地の都市との協定締結を推進する。なお、その際は、自治体の規模、距離的要件、本市及び既協定締結都市と同一災害を受けないことなどを勘案することとする。			
そして、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進努めもとする。			
(略)			
2 民間企業・団体等との協定			
都市間協定と併せて、飲食料、生活物資、災害応急・復旧業務の応援など、民間企業や団体等との協定の締結を推進する。			
また、県及び市は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。			
さらに、県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に関する取り組みを支援するものとする。			
第 4 章 本市の概況及び災害の危険性			
(略)			
第 2 節 本市の災害の危険性			
第 1 地震災害の危険性			
1 過去の地震被害			
(略)			
1933 年以降、富山地方気象台において記録した有感地震は、計 474507 回（20172020 年 11 9 月末現在）あり、そのうち、震度 4 以上を記録した地震は 910 回と全国的にも有感地震の少ない県である。（第 4 章第 3 節「富山県における震度 3 以上有感地震一覧表」参照）			
(略)			

県地域防災計画の改訂に伴う修正
県地域防災計画の改訂に伴う修正
時点修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

時点修正

第 5 原子力災害の危険性		原子力災害対策指針の記載に合わせた修正
(略)		
4 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域		
(1) 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域		
(略)		
「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある区域（「原子力災害対策重点区域」）を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である。		
(略)		
ア 予防的防護措置を準備する区域（P A Z：Precautionary Action Zone）		
(略)		
P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 k mの間で設定すること（5 k mを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね5 k m」を目安とする。		
(略)		
5 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方		
(1) 緊急事態の段階		
緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、国の原子力災害対策指針を踏まえ、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応について検討しておくこととする。		
(略)		
(2) 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方		
(略)		
ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）		
(ア)基本的な考え方		
(略)		
このような対応を実現するため、以下のとおり、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする必要がある。		
(略)		
a 警戒事態		
その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所にお		

第 5 原子力災害の危険性		原子力災害対策指針の記載に合わせた修正
(略)		
4 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域		
(1) 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域		
(略)		
「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある区域（ 「原子力災害対策重点区域」 ）を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。		
(略)		
ア 予防的防護措置を準備する区域（P A Z：Precautionary Action Zone）		
(略)		
P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 k mの間で設定すること（5 k mを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5 k m」を目安とする。		
(略)		
5 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方		
(1) 緊急事態の段階		
緊急事態の進展に応じてにおいては、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、国の原子力災害対策指針を踏まえ、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分段階の対応について検討しておくこととする。		
(略)		
(2) 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方		
(略)		
ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）		
(ア)基本的な考え方		
(略)		
このような対応を実現するため、以下のとおり、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする必要がある。		
(略)		
a 警戒事態		
警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではない		

ける異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施するモニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要援護者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクの高まらない要配慮者等）、安定ヨウ素剤（医薬品ヨウ化カリウム（丸薬、内服薬）を指す。以下同じ。）を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施の必要な者をいう。以下同じ。）の避難など時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、<u>志賀原子力</u>発電所の立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 (略) (3) 具体的な基準 (略) 各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示す下表のEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。 (略) 第3節 高岡市における過去の災害 (略) 富山県における震度3以上有感地震一覧表 <table><tr><th>発生年月日</th><th>県内最大震度</th><th>マグニチュード</th><th>おおよその震源地</th><th>地震名</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table> 震度5弱：1回、震度4：8回、震度3：47回(1933年～2018年3月) 出典：富山地方気象台資料	発生年月日	県内最大震度	マグニチュード	おおよその震源地	地震名	(略)					が、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施するモニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要<u>援護避難者</u>（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクの高まらない要配慮者等）、安定ヨウ素剤（医薬品ヨウ化カリウム（丸薬、内服薬）を指す。以下同じ。）を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施の必要な者をいう。以下同じ。）（注）の避難など時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原子力発電所の立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 (略) (注) 施設敷地緊急事態要避難者 施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。 ○要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの ○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの (ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの (イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの (略) (3) 具体的な基準 (略) 各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示す下表のEALの枠組み<u>等</u>に基づき原子力事業者が行う。 (略) 第3節 高岡市における過去の災害 (略) 富山県における震度3以上有感地震一覧表 <table><tr><th>発生年月日</th><th>県内最大震度</th><th>マグニチュード</th><th>おおよその震源地</th><th>地震名</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td><u>令和元年3月13日</u></td><td><u>4</u></td><td><u>5.5</u></td><td><u>石川県能登地方</u></td><td><u>一</u></td></tr><tr><td><u>〃 2年9月2日</u></td><td><u>3</u></td><td><u>4.6</u></td><td><u>石川県加賀地方</u></td><td><u>二</u></td></tr></table> 震度5弱：1回、震度4：<u>9</u>回、震度3：<u>48</u>回(1933年～<u>2021</u>年<u>3</u>月) 出典：富山地方気象台資料	発生年月日	県内最大震度	マグニチュード	おおよその震源地	地震名						(略)					<u>令和元年3月13日</u>	<u>4</u>	<u>5.5</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>一</u>	<u>〃 2年9月2日</u>	<u>3</u>	<u>4.6</u>	<u>石川県加賀地方</u>	<u>二</u>	せた修正 原子力災害対策指針の記載に合わせた修正 原子力災害対策指針の記載に合わせた修正 時点修正
発生年月日	県内最大震度	マグニチュード	おおよその震源地	地震名																																	
(略)																																					
発生年月日	県内最大震度	マグニチュード	おおよその震源地	地震名																																	
(略)																																					
<u>令和元年3月13日</u>	<u>4</u>	<u>5.5</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>一</u>																																	
<u>〃 2年9月2日</u>	<u>3</u>	<u>4.6</u>	<u>石川県加賀地方</u>	<u>二</u>																																	

(略)					
3 雪害					
発生年月日		災害	誘因	発生地点	被害の概要
西暦	和暦				
(略)					
(略)					

(略)					
発生年月日		災害	誘因	発生地点	被害の概要
西暦	和暦				
(略)					
2021	令和 3 年 1 月	雪害	積雪	＝	伏木最深積雪量 115cm (1 月 9 日 21 時時点) 雪害対策本部を設置。 人的被害 33 件、物的被害 14 件
(略)					

時点修正